

議案第 2 号

阪神間都市計画道路の変更（兵庫県決定）について【諮問】  
(3.3.152号臨港線ほか4路線)

目 次

1. 計画書（案）・理由書（案）…………… P. 1
2. （参考）変更前後対照表…………… P. 3
3. 位置図…………… P. 4
4. 計画図（案）…………… P. 5
5. 今後のスケジュール（案）…………… P. 10

西都計発第 8-2 号  
平成 27 年 11 月 18 日  
(2015 年)

西宮市都市計画審議会  
会長 辰馬章夫 様

西宮市長 今村



阪神間都市計画道路の変更（兵庫県決定）について【諮問】  
(3.3.152 号臨港線ほか 4 路線)

このことについて、次のとおり審議会に諮問します。

# 計 画 書(案)

## 阪神間都市計画道路の変更(兵庫県決定)

1. 都市計画道路中 3. 3. 152号 臨港線ほか3路線を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主な 経過地		延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅員	
幹 線 街 路	3. 3. 152	臨港線	西宮市 東鳴尾 町 1丁目	西宮市 下葭原 町	西宮市 東町 1丁目	約 m 5,660	地表式	4車線	m 27	阪神電鉄武庫川線 と立体交差 幹線街路と平面交 差12箇所	
	車線の数の内訳		4 車 線			約 m 3,500					
			2 車 線			約 m 2,160					
	3. 4. 161	建石線	西宮市 西波止 町	西宮市 神園町	西宮市 川東町	約 m 3,680	地表式	4車線	m 20	阪神電鉄本線と立 体交差 J R 東海道本線と 立体交差 阪急電鉄神戸線と 立体交差 阪急電鉄甲陽線と 立体交差 自動車専用道路と 立体交差1箇所 幹線街路と平面交 差7箇所	
	車線の数の内訳		4 車 線			約 m 2,390					
			2 車 線			約 m 1,290					
	3. 4. 163	戎線	西宮市 浜町	西宮市 和上町	西宮市 宮前町	約 m 850	地表式	2車線	m 20	阪神電鉄本線と立 体交差 自動車専用道路と 立体交差1箇所 幹線街路と平面交 差2箇所	
	3. 4. 164	今津西線	西宮市 今津西 浜町	西宮市 上甲東 園 3丁目	西宮市 津門宝 津町 及び 森下町	約 m 5,510	地表式	2車線	m 16	阪神電鉄本線と立 体交差 J R 東海道本線と 立体交差 阪急電鉄神戸線と 立体交差 自動車専用道路と 立体交差1箇所 幹線街路と平面交 差10箇所	
	なお、西宮市今津水波町及び今津曙町地内に今津駅前広場を設ける。										面積:約 3,100㎡

2. 都市計画道路中3. 5. 165号武庫川右岸線を廃止する。

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

## 理 由

別添理由書のとおり

## 理 由 書 (案)

長期未着手の都市計画道路について、社会経済状況の変化を踏まえつつ、土地所有者等に対する不要な権利制限の解除及び透明性をもった選択と集中による効率的な道路整備を進めていくため、地域の交通特性、既成市街地の特性を踏まえながら、都市計画の変更を行う。

この方針に基づき、以下のように変更するものである。

臨港線は、交差する武庫川右岸線の廃止、及び西宮市決定の大浜老松線の一部区間の廃止に伴い、交差点部の一部区域の変更を行う。

建石線は、健全な市街地形成に寄与する南北の幹線街路として、昭和 21 年に都市計画決定された路線である。

しかし、周辺市街地形成などの状況から、当該路線に求められる機能が、現道及び周辺道路により確保されていることから、一部区間の都市計画を廃止し、延長の変更を行う。

戎線は、健全な市街地形成に寄与する南北の幹線街路として、昭和 21 年に都市計画決定された路線である。

しかし、周辺市街地形成などの状況から、当該路線に求められる機能が、現道又は並行する道路により確保されていることから、一部区間の都市計画を廃止し、延長の変更を行う。

今津西線は、交差する西宮市決定の学園線の一部区間の廃止に伴い、交差点部の一部区域の変更を行う。

武庫川右岸線は、健全な市街地形成に寄与する南北の幹線街路として、昭和 21 年に都市計画決定された路線である。

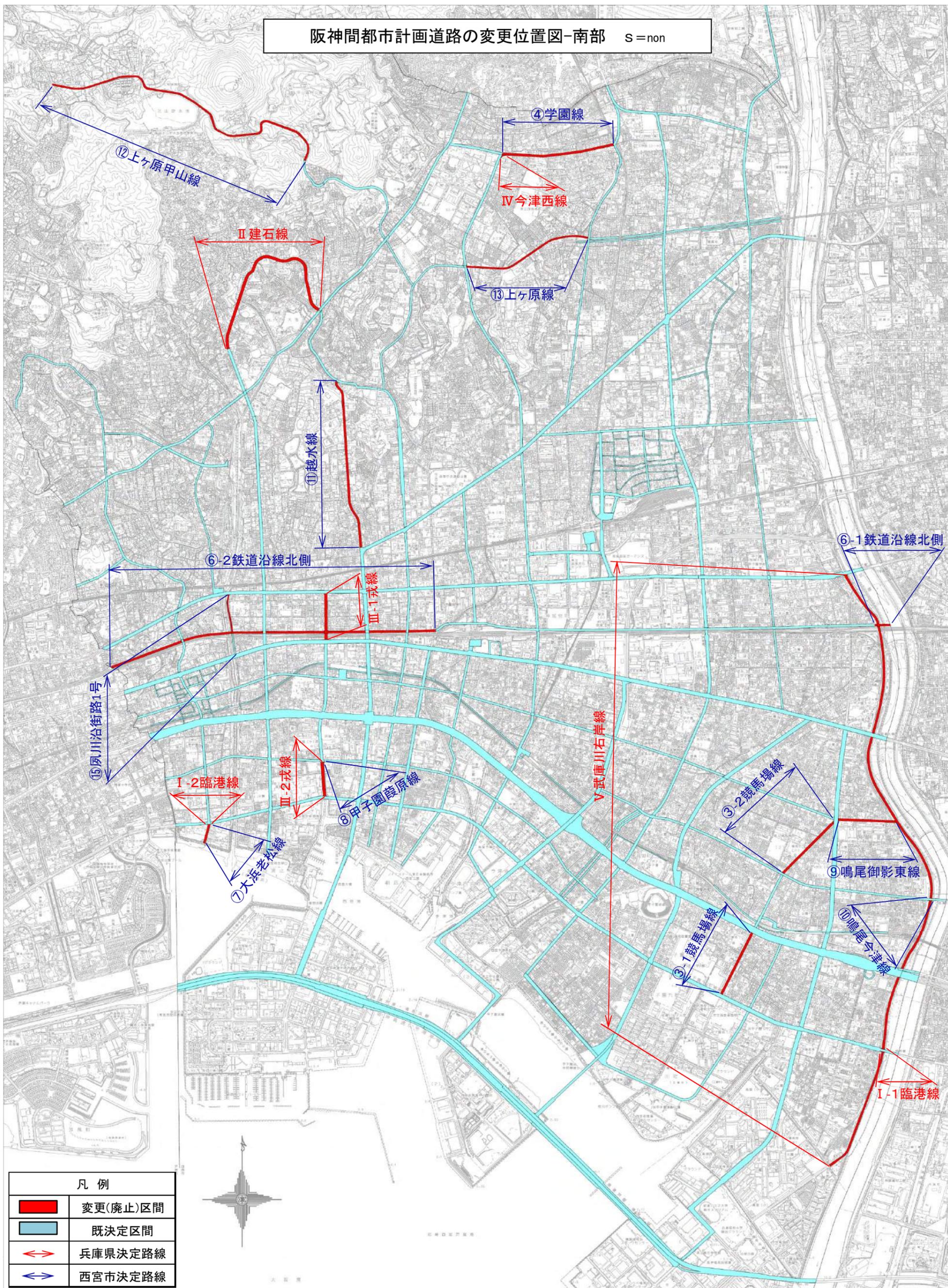
しかし、周辺市街地形成などの状況から、当該路線に求められる機能が、現道及び並行する道路により確保されていることから、都市計画を廃止する。

(参考) 変更前後対照表

対 図 番 号	変 更 前 後	種 別	名 称		位 置			区 域	構 造			主 要 変 更 内 容
			番 号	路線名	起 点	終 点	主 要 経 過 地		延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	
I	変 更 前	幹 線 街 路	3. 3. 152	臨港線	西宮市 東鳴尾町 1丁目	西宮市 下葎原町	西宮市 東町 1丁目	約 m 5,660	地表式	4車線	m 27	・一部区域の 変更
			車線の数の内訳		4 車 線			約 m 3,500				
	車線の数の内訳		2 車 線			約 m 2,160						
	変 更 後	幹 線 街 路	3. 3. 152	臨港線	西宮市 東鳴尾町 1丁目	西宮市 下葎原町	西宮市 東町 1丁目	約 m 5,660	地表式	4車線	m 27	
車線の数の内訳			4 車 線			約 m 3,500						
車線の数の内訳		2 車 線			約 m 2,160							
II	変 更 前	幹 線 街 路	3. 4. 161	建石線	西宮市 西波止町	西宮市 甲陽園 日之出町	西宮市 川東町	約 m 5,060	地表式	2車線	m 20	・終点を南西 方向に変更し、延長を 約1,380m 削減する。
			車線の数の内訳		4 車 線			約 m 2,390				
	車線の数の内訳		2 車 線			約 m 2,670						
	変 更 後	幹 線 街 路	3. 4. 161	建石線	西宮市 西波止町	西宮市 神園町	西宮市 川東町	約 m 3,680	地表式	4車線	m 20	
車線の数の内訳			4 車 線			約 m 2,390						
車線の数の内訳		2 車 線			約 m 1,290							
III	変 更 前	幹 線 街 路	3. 4. 163	戎線	西宮市 建石町	西宮市 分銅町	西宮市 宮前町	約 m 1,490	地表式	2車線	m 20	・起点を北方向へ、終点を南方向に変更し、延長を約640m削減する。
	変 更 後	幹 線 街 路	3. 4. 163	戎線	西宮市 浜町	西宮市 和上町	西宮市 宮前町	約 m 850	地表式	2車線	m 20	
IV	変 更 前	幹 線 街 路	3. 4. 164	今津西線	西宮市 今津西浜町	西宮市 上甲東園 3丁目	西宮市 津門宝津 町及び 森下町	約 m 5,510	地表式	2車線	m 16	・一部区域の 変更
			なお、西宮市今津水波町及び今津曙町地内に今津駅前広場を設ける。									
	変 更 後	幹 線 街 路	3. 4. 164	今津西線	西宮市 今津西浜町	西宮市 上甲東園 3丁目	西宮市 津門宝津 町及び 森下町	約 m 5,510	地表式	2車線	m 16	
			なお、西宮市今津水波町及び今津曙町地内に今津駅前広場を設ける。									
V	変 更 前	幹 線 街 路	3. 5. 165	武庫川 右岸線	西宮市 上田東町	西宮市 甲子園口 北町	西宮市 武庫川町	約 m 4,700	地表式	2車線	m 15	・廃止
	変 更 後											

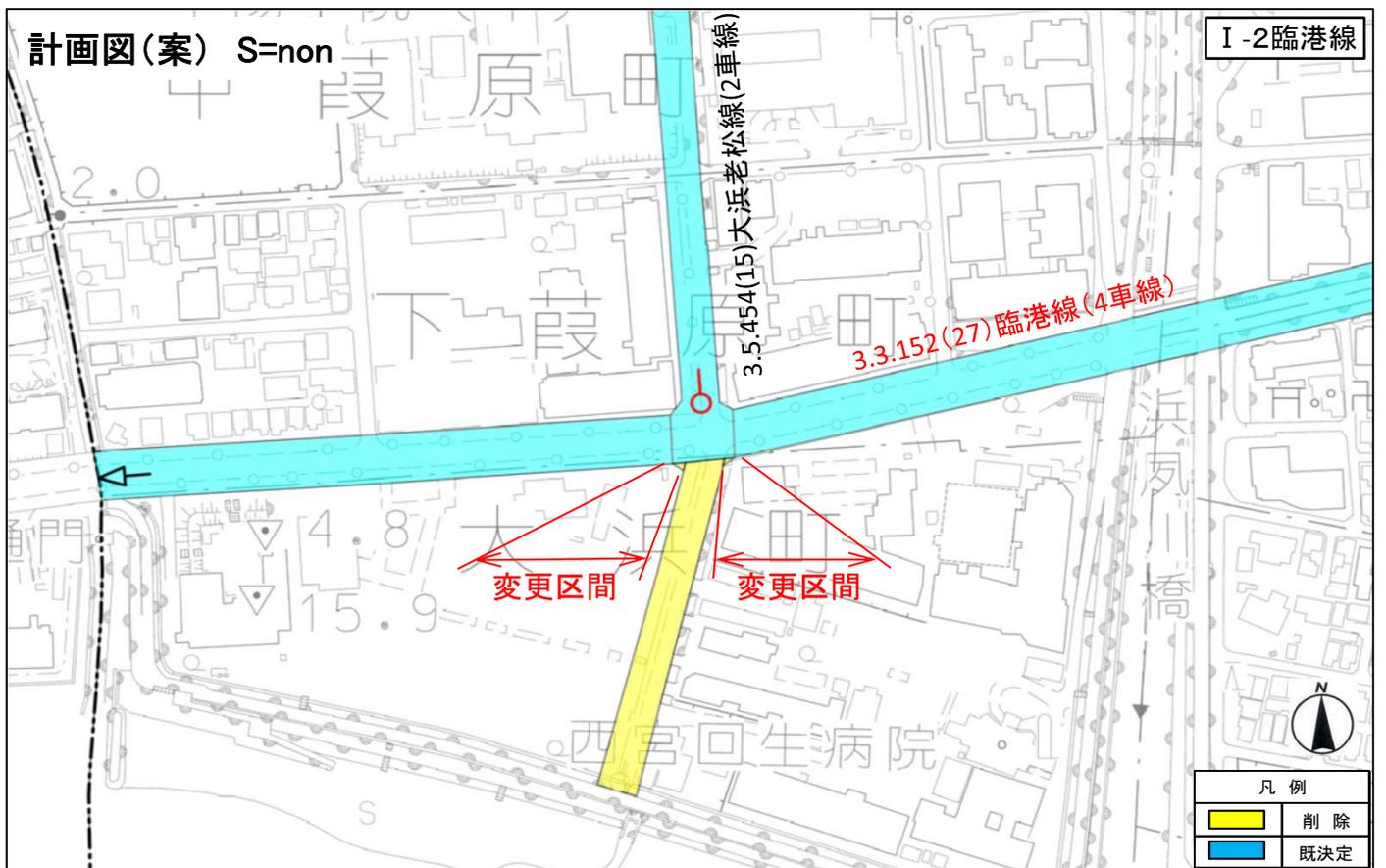
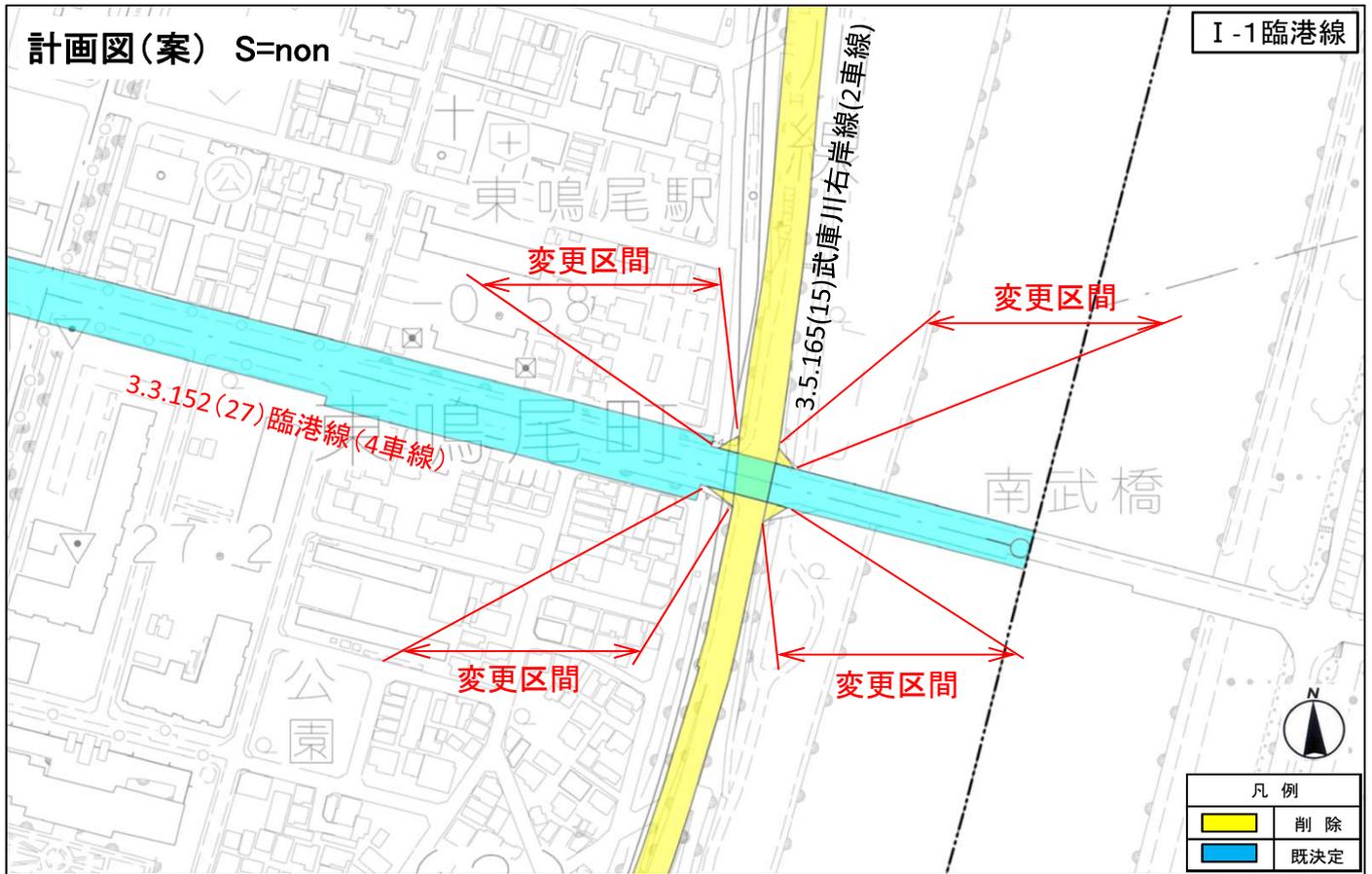
: 変更箇所

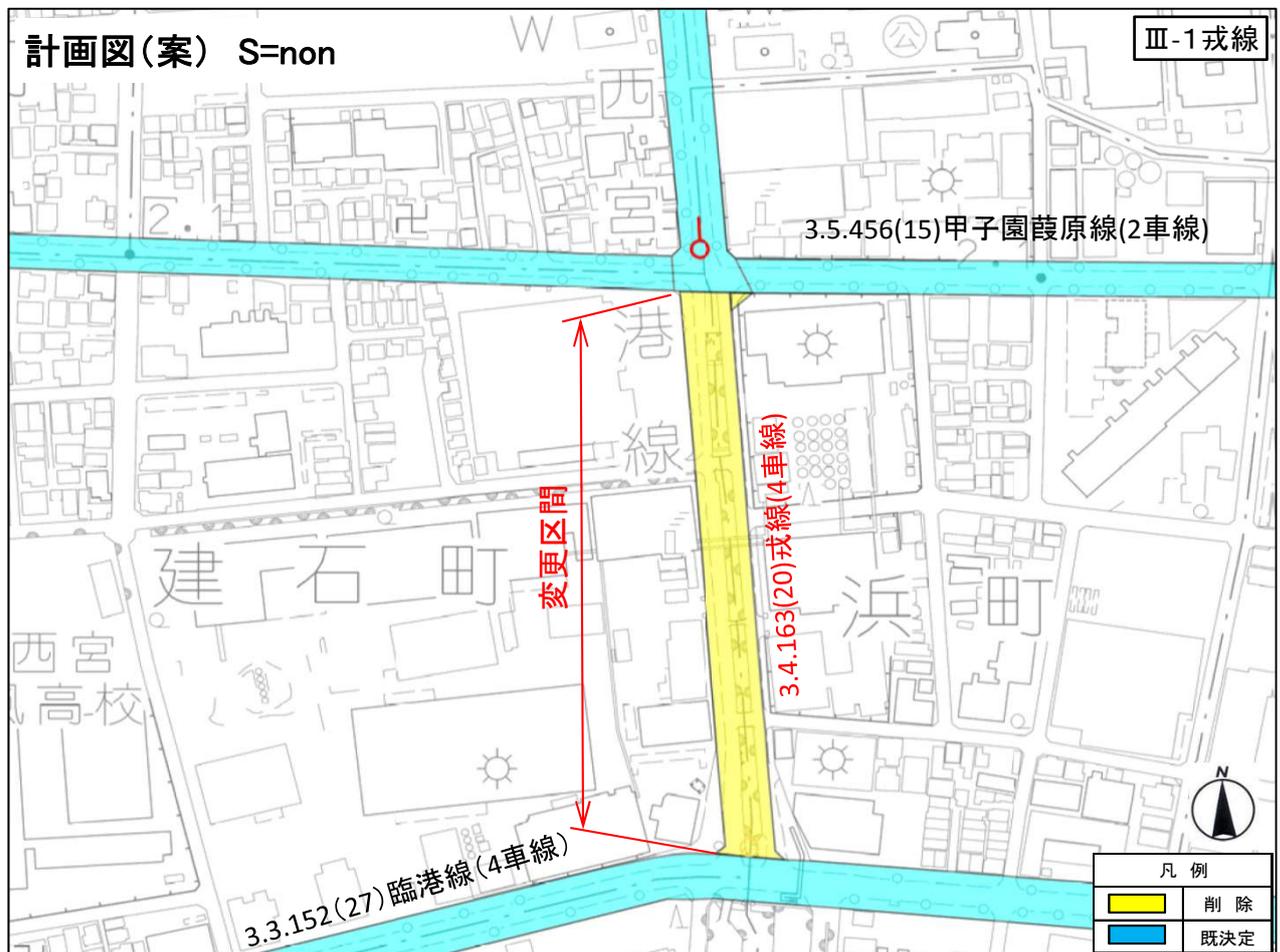
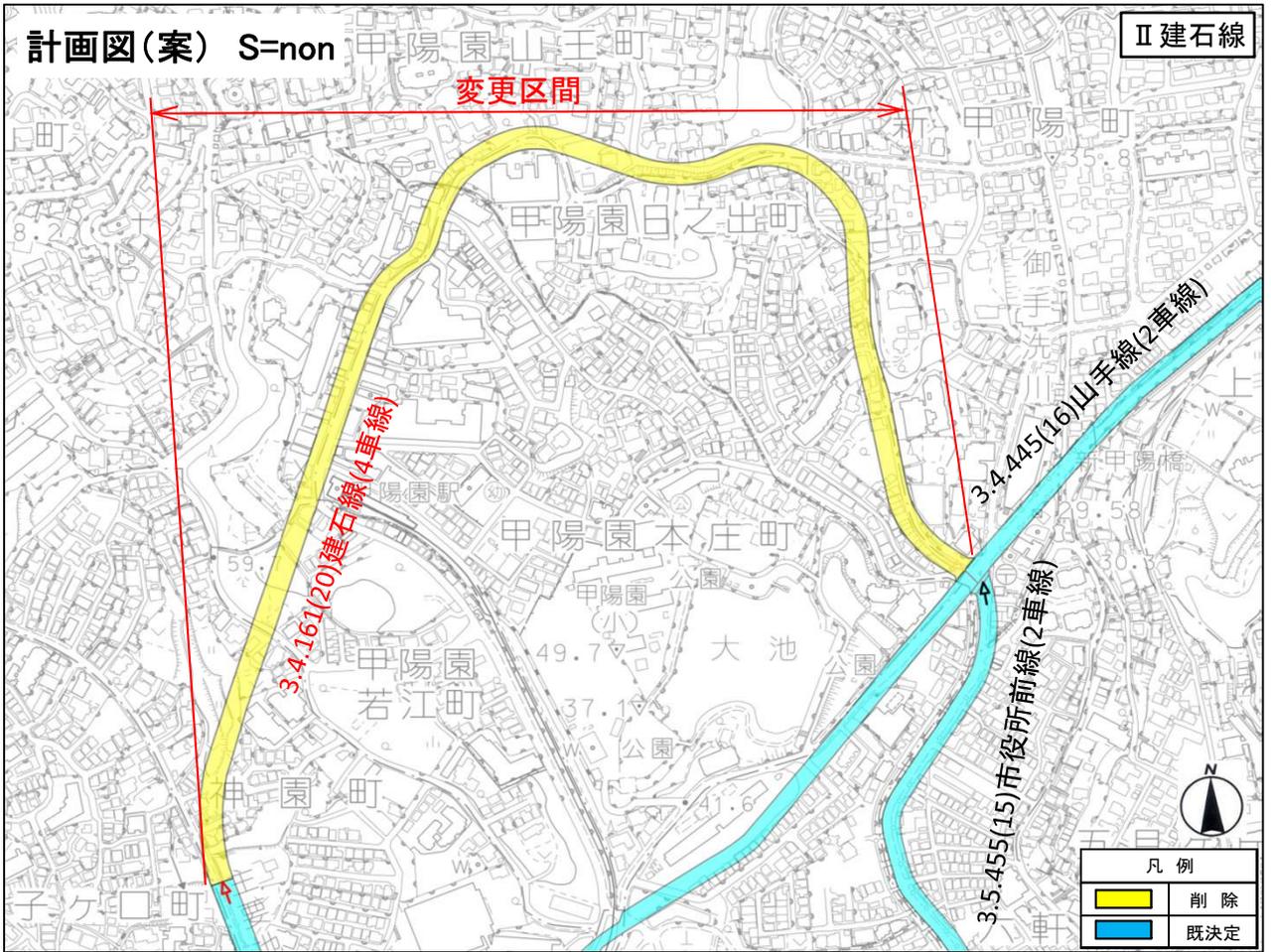
阪神間都市計画道路の変更位置図-南部 S=non

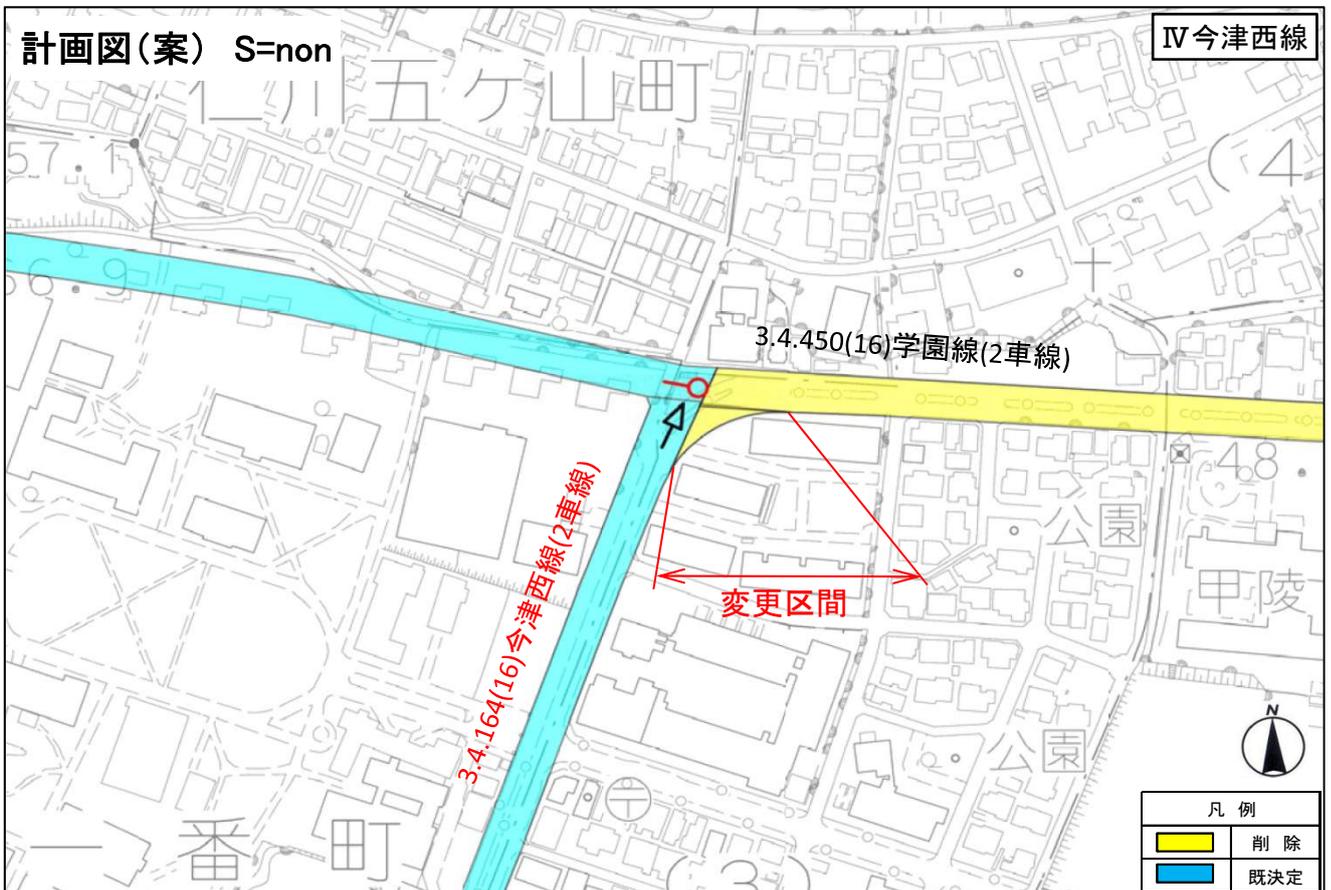
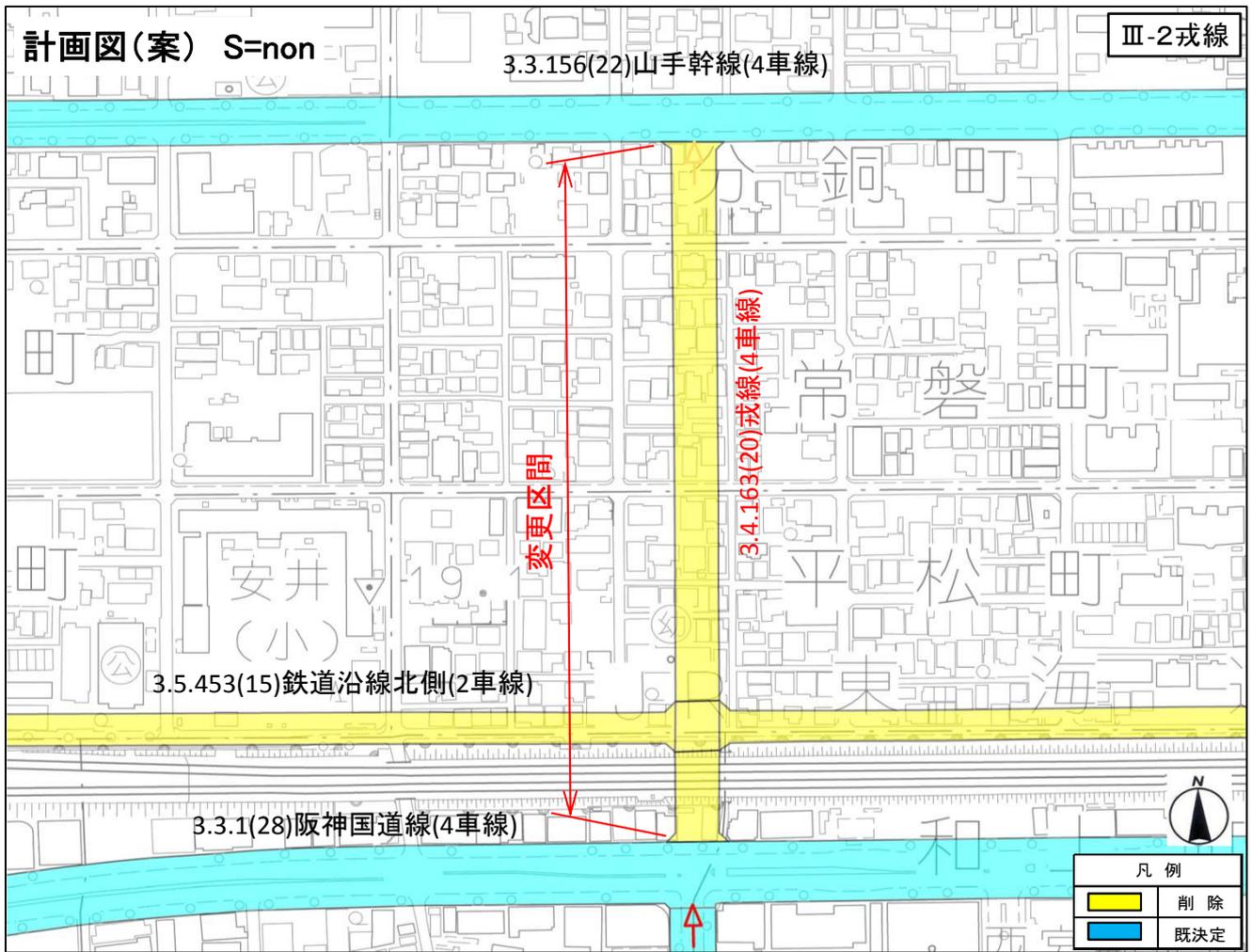


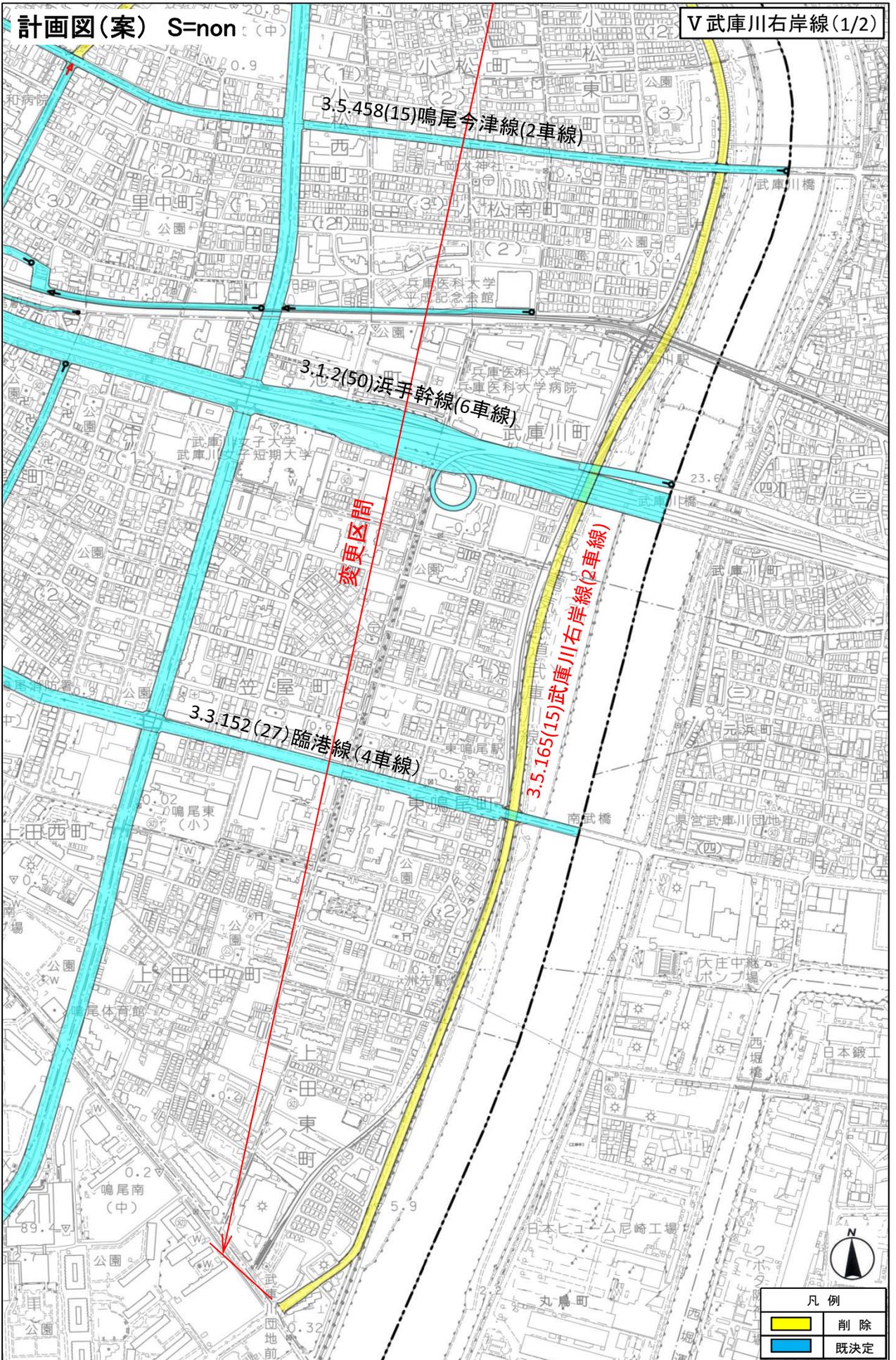
凡例

<span style="color: red;">■</span>	変更(廃止)区間
<span style="color: cyan;">■</span>	既決定区間
<span style="color: red;">↔</span>	兵庫県決定路線
<span style="color: blue;">↔</span>	西宮市決定路線



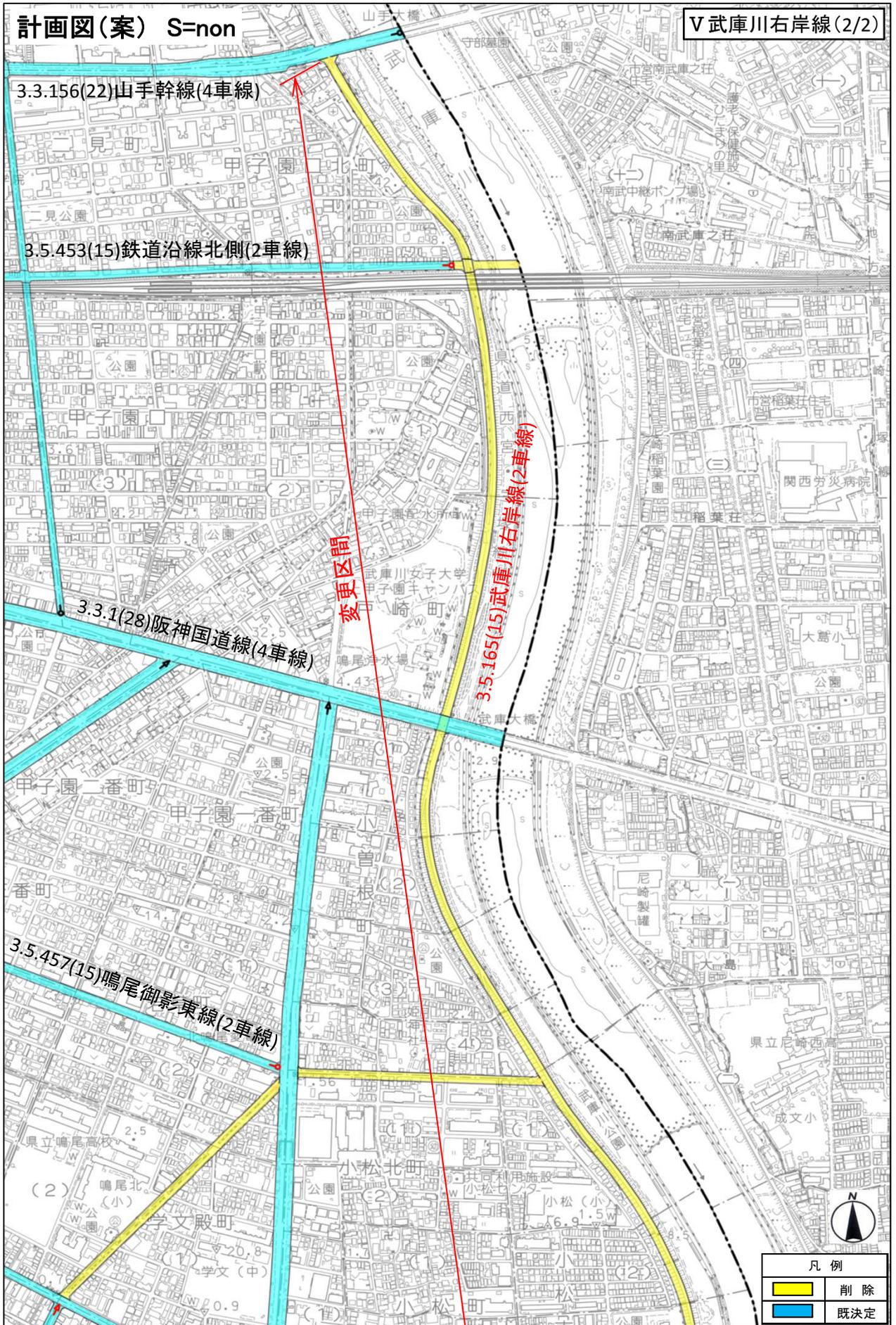






計画図(案) S=non

V 武庫川右岸線(2/2)



## 5. 都市計画道路網の見直しスケジュール（案）

都市計画道路網の見直しに係る今後のスケジュール案は、以下のとおりである。

平成27年12月頃に案の縦覧を行い、意見書の提出があれば、次回（平成28年1月頃予定）の都市計画審議会において、意見書に対する市の考え方を報告し、見直し路線の再付議等を行う予定である。

